

犬・猫のフンなどの処理は飼い主の責任！！

※※飼い主がペット飼育の義務を果たしているかの判断は、周囲や近隣の人判断することです※※
周りの方は、あなたの行動を見ています！

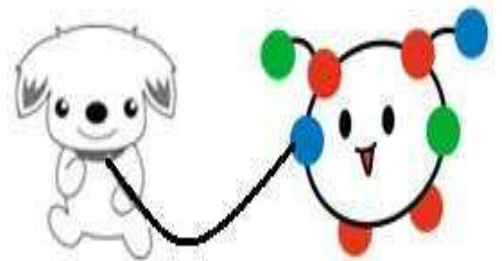


近年、犬や猫のフン・オシッコの苦情が多く寄せられています。
「少くならいなら…」「誰かが片付けるだろう…」といった気持ちはありませんか？
ご自身の家の前などでフンなどが放置されていたらどのような気分でしょうか。
飼い主の方は、責任を持ってご自身のペットのフンなどを処理してください！！

- 犬や猫は、飼い主の敷地内でフンをさせるなど、日頃からしつけをしましょう。
- 犬を散歩させる時は、ビニール袋などを持参して、必ずフンを持ち帰り、後始末をしましょう。
また、オシッコをした場所には、水入りのペットボトルなどを使用して水をかけるようにしましょう。
飼い主の責務であり、常識です。他人の土地や道路はゴミ捨て場ではありません。
- 多くのペットを飼育されている方は、近隣の迷惑とならないよう、しっかりと管理しましょう。
- 犬の無駄吠えは「運動不足」「エサ又は水の要求」「寂しさ」「居心地が悪い」などの欲求不満が原因となり吠えてしまうケースがあります。飼い犬の様子を見極めて適切な飼育を心がけましょう。
- 犬の散歩は、必ずリードなどを使用して行なってください。
犬の放し飼いによって人を咬んでしまえば、咬傷事故で飼い主の責任が問われます。
- 犬の登録・予防注射は飼い主の義務です。

ペットは心を癒してくれる、大切な家族の一員です。

だからこそ、周りの人に迷惑をかけないようにしましょう。



～ 関係法令 ～

- 犬の危害防止条例第4条（管理者の守るべき事項）
管理者は、人畜に危害を加えないよう飼い犬を管理し、かつ、飼い犬に公共の場所及び他人の土地、物件等を汚損させ、又は損傷させないようにしなければならない。
- 富山県動物の愛護及び管理に関する条例第4条（飼い主の責務）
第1項 動物の所有者又は占有者（事項において「飼い主」という。）は、その飼養し、又は保管する動物の習性、生理等を理解し、責任を持って適正に飼養し、又は保管するよう努めなければならない。
第2項 飼い主は、前項の規定により動物を適正に飼養し、又は保管するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。
 - 第1号 動物に対し、適正にえさ及び水を与えること。
 - 第2号 動物を適正に飼養し、又は保管できる施設を設けること。
 - 第3号 汚物及び汚水を適正に処理し、全号の施設の内外を常に清潔に保つこと。
 - 第4号 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
 - 第5号 動物の鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
 - 第6号 動物が逸走した場合は、捜索し、收容すること。
 - 第7号 動物の疾病の予防健康管理を行なうこと。

